

令和7年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	こども未来課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
27,618	令和8年度～12年度				27,618	

【事業の目的】

- (1) 令和7年度貸付決定、令和7年度貸付開始分
 学校入学後にひとり親家庭となった場合、家庭や資金調達の事情の変更があった場合等、学校入学後に貸付けが必要となった場合において随時、相談申請を受け、在学期間中の修学資金の貸付けの決定を行うため。
- (2) 令和7年度貸付決定、令和8年度貸付開始分（早期決定分）
 令和8年度の入学決定（令和8年2月～3月）後、修学資金の貸付けに係る相談・申請を受け、速やかに（令和7年度内に）貸付決定を行うため。

【事業の内容】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が現に扶養している児童等が、経済的理由により修学が困難な場合に、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に修学させるのに直接必要な授業料、書籍代、通学費等として貸付けを行うもの。

【これまでの関連する取組】

平成29年度まで鳥取県で実施。

【今後の取組】

中核市移行に伴い、平成30年度から本市で福祉資金貸付業務を開始した。
 今後も引き続き、貸付業務を行う。